**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第351号）**

**〔　民事訴訟における被告主張内容根拠文書不存在非公開決定審査請求事案（その１）　〕**

**（答申日：令和４年３月11日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和元年６月８日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

（１）　被告第１準備書面（以下「書面」）１頁にあるとおり、府立○○高校において平成30年度入学者選抜における採点基準を作成する際に、「入力されていない、あるいは入力漏れについては、提出時に確認のしようがない」こと及び、「基準が設けられていて入力漏れとなったのか、基準が設けられていなかったのかも判別しようがない」ことがわかるもの。（以下「本件請求１」という。）

（２）～（３）　略

（４）　書面３頁にあるとおり、府立○○高校における平成29年度非常勤講師時間数について、「学校全体に58時間の非常勤講師時間数があるからと言って、商業科の授業に16時間の非常勤時間数を充てることができない」根拠がわかるもの。（以下「本件請求２」という。）

（５）　書面４頁にあるとおり、「常勤講師又は非常勤講師の担当科目については、他の常勤の教諭と同じタイミングで『教務部』に報告されるため、○○がその時期にリアルタイムで各教員の担当科目を知ることは困難」である事実がわかるもの。（以下「本件請求３」という。）

（６）　上記（５）について、常勤講師又は非常勤講師の担当科目について、○○が把握していなくても問題がないことがわかるもの。（以下「本件請求４」という。）

（７）　書面５頁にあるとおり、「ＰＴＡに関するプリントの配布やＰＴＡの委員の依頼等については、多くの学校で行われている業務」であることがわかるもの。（以下「本件請求５」といい、本件請求１、本件請求２、本件請求３、本件請求４及び本件請求５を併せて「本件請求」という。）

　２　令和元年６月25日付けで、実施機関は、同日付け教総第1741号において、本件請求について、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

本件の行政文書について、請求された資料等の存在を関係各課に調査したが、該当はなかったため。

３　令和元年７月１日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　処分の取消しを求める。当該文書の公開決定を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

１　審査請求書における主張

本件において請求している文書は、○○地裁○○　平成○年（○）第○号「○○事件」（以下「本件訴訟事案」という。）被告第２準備書面において、○○が陳述している根拠となるものである。○○の職にあった者が根拠無く裁判資料を陳述することは考え難いため、本件決定は著しく不当である。

特に、本件請求５については、「ＰＴＡに関するプリントの配布やＰＴＡの委員の依頼等については、多くの学校で行われている業務」であると○○の職にあった者が述べているので、当然大阪府がそれを職務として定義・命令した文書があるはずである。

　２　反論書における主張

　　　第２「非公開決定処分」についての疑義

　　　該当書類の存否について、大阪府教育庁内全課に対して照会を行ったとしているが、教育委員会の管轄下である各学校への照会が行われたのか疑義がある。

　　　第３「弁明の理由」について反論する。

　　　大阪府教育庁内全課が、具体的にどこであるのか、各学校への照会が行われたのか疑義がある。特に、今回の文書の対象である○○高校および本件訴訟事案被告である○○に対してどのような照会が為されたのかを明確に説明する義務がある。よって不服とする。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　実施機関の主張は概ね次の通りである。

１　弁明書における主張

（１）弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

（２）弁明の理由

情報公開請求を行うにあたっては、条例第７条第２項において「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が求められている。

この点、審査請求人は本件請求に係る文書の公開を求めたものであるが、本件請求において、処分庁は情報公開請求に記載された「行政文書を特定するに足りる事項」をもとに大阪府教育庁内全課に対し当該内容を含む行政文書の所在について照会を行ったところ、当該事項を記載する行政文書は存在しなかったことから、不存在による非公開決定とせざるを得なかったものである。

　（３）結論

　　　　以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　再弁明書における主張

（１）実施機関の再弁明

ア　本件反論内容は、その内容に重複があるため、以下のとおり、「教育庁内における照会状況」「教育機関への照会状況」に整理した上で、再弁明を行う。

イ　教育庁内における照会状況

　　　　　本件請求に係る照会は、情報公開項目１から７について、教育庁内の私学課、文化財保護課を除く全課に対して行っている。なお、情報公開請求項目２・３については、教職員人事課の所管であることが明らかであるため、別途、情報公開に関する決定を行っている。上記二課を除いたのは、本件請求に関し無関係であることが明白なためである。

　　　　　なお、審査請求人は本件請求５において「ＰＴＡに関するプリントの配布やＰＴＡの委員の依頼等については、多くの学校で行われる業務であることがわかるもの」を公開請求している。

　　　　　これについては、本件請求の「多くの学校で」という文言等の趣旨から、該当文書は国から教育庁が取得した通知または教育庁が作成した通知のいずれかで、府の管轄する教育機関に対し発出された、ＰＴＡに関する一般的職務権限の解釈に関する通知文書を指すものと考えられたことから、教育庁内において文書の存在を確認することが妥当と考慮したものである。

　　　ウ　教育機関への照会状況

　　　　　本件請求に係る教育機関への照会は、○○高校に対し行っている。情報公開においては、行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載することとなっている（条例第７条第１項第２号）

　　　　　本件では、審査請求人が記載した当該事項及び、添付した訴訟資料等から、開示対象となる文書は、教育庁が作成・保管する文書に加え、○○高校が固有に作成・保管する文書が対象であると解されたため、上記のとおり、照会を行ったものである。

　　　　　また、本件決定において公開対象となる「行政文書」は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」(条例第２条)である。

　　　　　上記条例の趣旨から、照会対象は、当該実施機関が組織的に用いるものとして管理している文書に限られ、その照会手法についても当該実施機関を対象として行えば足りるものである。

　　（２）結論

　　　　　以上のとおり、本件決定は条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

当審査会が本件請求の文書の内容について、実施機関に確認したところ、実施機関は次の通り説明した。

本件請求１に関して、入学者選抜の採点基準は、各府立学校で採点担当者が策定し、学校管理職の承認を経て定められるもので、その基準については教育庁に各府立高等学校より届け出られるものだが、採点担当者が取りまとめた内容を承認する際に、チェックする箇所についての基準が必ずしも文書として存在するわけではなく、現に本件請求１に係る文書は存在しない。

次に、本件請求２に関して、学校における常勤講師、非常勤講師の時間数の割り振りは校長の権限であり、いかなる割り振りも可能である以上、「充てることができない」ことを示す根拠はなく、審査請求人が求める内容は文書として存在しない。

本件請求３に関して、常勤講師、非常勤講師の担当科目の割り当ては、時間数を科目ごとに学校の教務部がとりまとめ、それを最終的に学校管理職に報告、時間数の申請を行うものである。よって、教務部がとりまとめている時点で学校管理職が必ずしもその実情をすべて把握しているわけではないといえるが、それを文書として記載したものはない。

本件請求４に関して、上記本件請求３と同じ理由により、文書は存在しない。

本件請求５に関して、ＰＴＡの業務は校務のうち渉外業務と解されており、審査請求人の言うような事務は本来学校の教職員が職務として行うこと及び学校管理職が職務分掌として割り振ることも当然であるから、これを作成していない。

なお、実施機関は取得した文書が存在しないか、念のためＰＴＡに関する一般的職務権限の解釈に関する通知文書の有無についても捜索したが結局不存在であった、とのことであった。

次に、実施機関に本件請求について、文書の探索を尽くしたかについて確認したところ、実施機関内の各課に本件請求内容に係る文書の有無の照会を行ったところ、当該事項を記載した文書を保有していると回答した課はなかったため、本件決定を行った、とのことであった。

当審査会において、実施機関内の各課に照会した文書及び回答文書を見分したところ、実施機関の説明どおりであることが確認できた。

　　これらのことからすると、本件請求に係る内容の行政文書が作成されていたと考えることはできず、また、存在しないことについても不自然であるとは認められない。

よって、本件決定は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　丸山　敦裕、島尾　恵理、荒木　修、小谷　真理